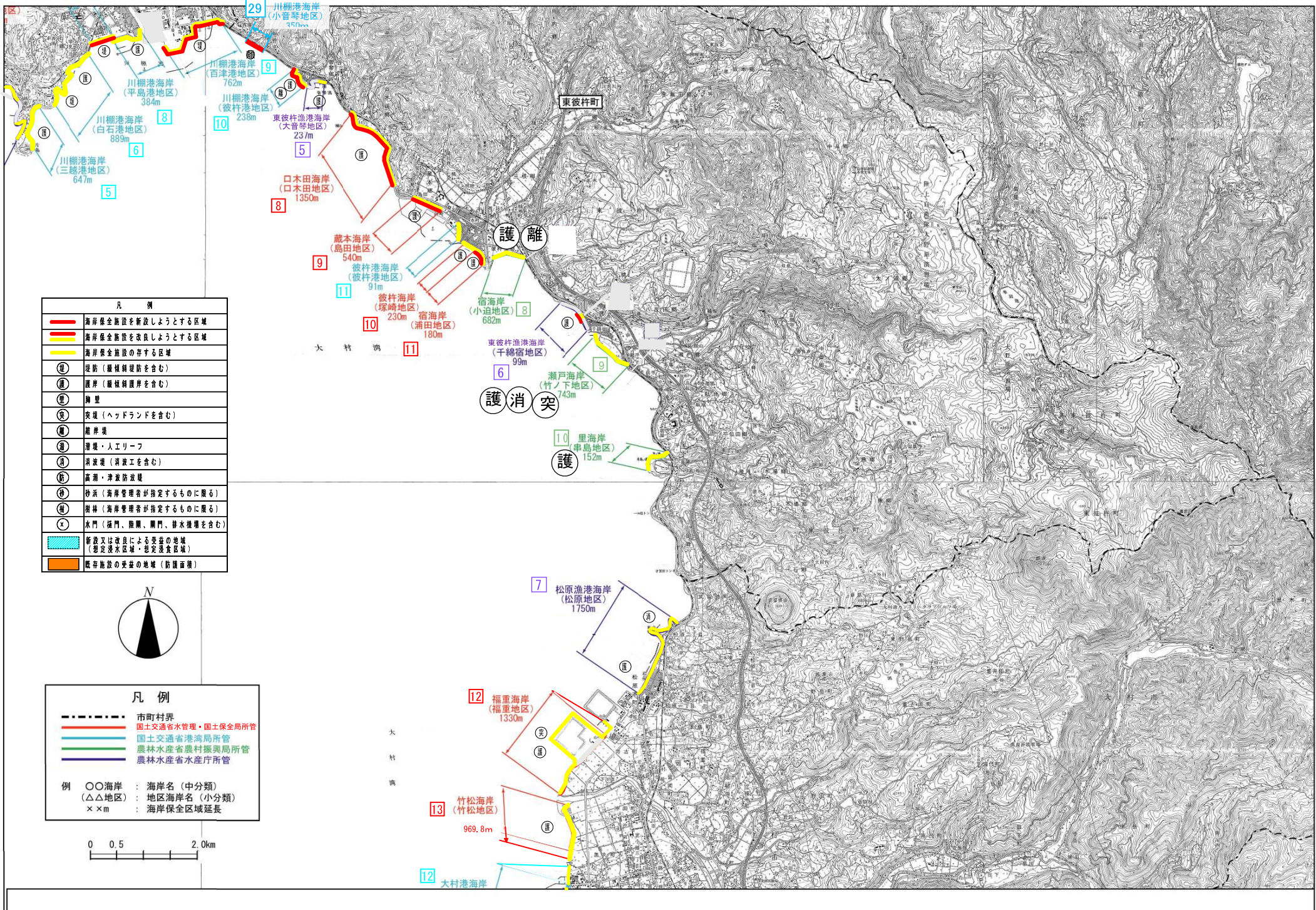
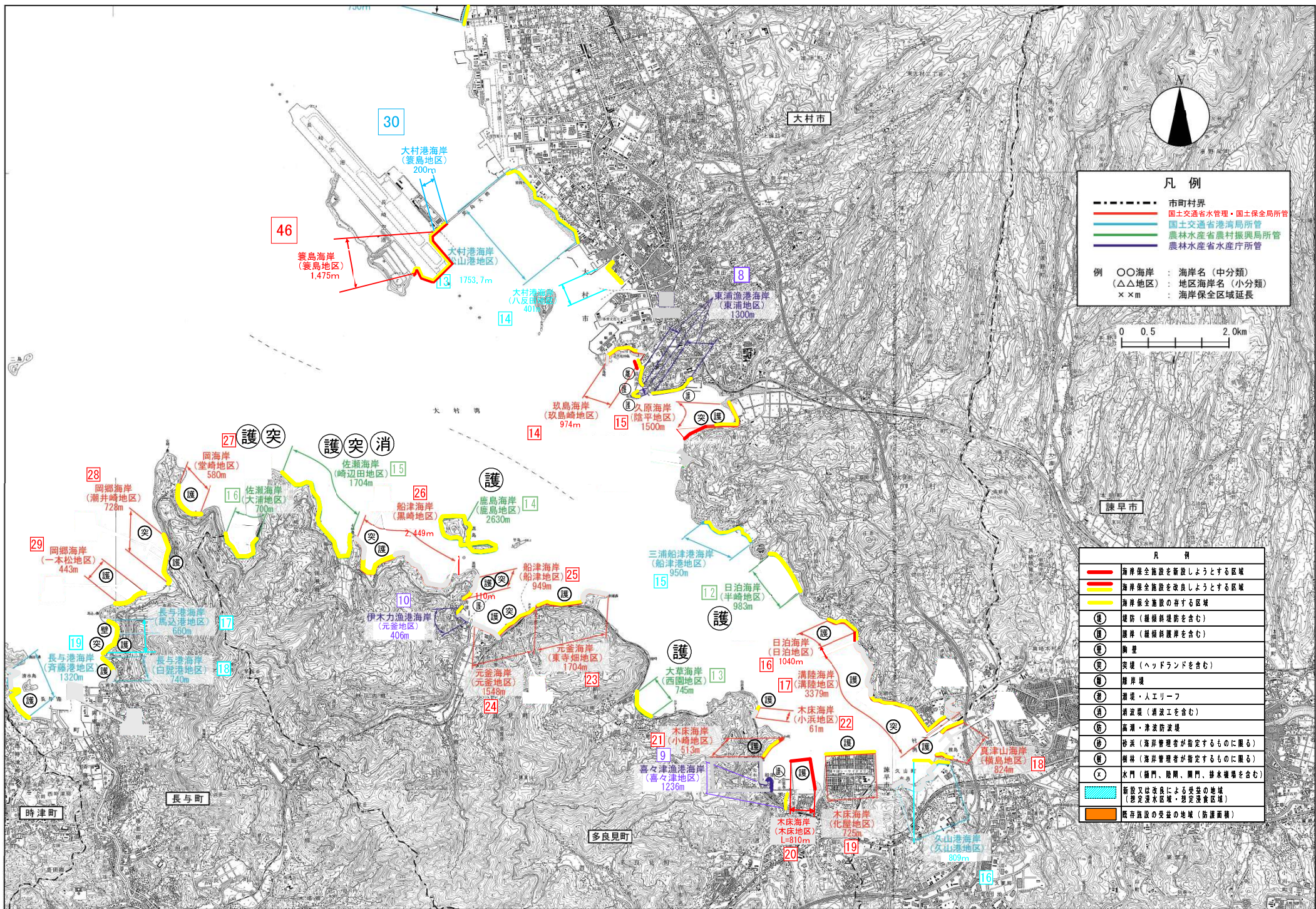


図-3.2 海岸保全区域の指定状況(大村湾沿岸) (1)



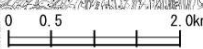
図—3.2 海岸保全区域の指定状況（大村湾沿岸）（2）



**凡例**

- 市町村界
- 国土交通省水管理・国土保全局所管
- 国土交通省港湾局所管
- 農林水産省農村振興局所管
- 農林水産省水産庁所管

例 ○○海岸 : 海岸名(中分類)  
 (△△)地区 : 地区海岸名(小分類)  
 ××m : 海岸保全区域延長



**凡例**

	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(縦横新堤防を含む)
	護岸(縦横新護岸を含む)
	崩壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	護岸堤
	消波堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高瀬・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	植林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(指定浸水区域・指定浸襲区域)
	既存施設の受益の地域(防護面積)

図—3.2 海岸保全区域の指定状況(大村湾沿岸) (3)



図—3.2 海岸保全区域の指定状況（大村湾沿岸）（4）



## 第IV章 海岸保全に関するその他の重要事項

### 1. 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画との整合性を確保する。

大村湾沿岸は総延長 313km、隣接する関係市町は 5 市 4 町に及び、本計画策定区域に関する「国土の利用、開発、保全」、「環境保全」、「地域開発」等に関する様々な法律・計画が策定されている。

本海岸保全基本計画は、下記の法律・計画との整合性を図るものとした。

#### イ. 関連する諸法

##### ・ 海岸整備に関連する諸法

海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、森林法、道路法、公有水面埋立法、河川法  
砂防法、社会資本整備重点化法等

##### ・ 環境保全に関する諸法

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護および狩猟に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律、文化財保護法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、環境基本法、水質汚濁防止法等

#### ロ. 関連する諸計画

- ・ 社会資本の長期計画（社会資本整備重点計画、漁港漁場整備長期計画、港湾計画、河川整備計画）
- ・ 防災計画
- ・ 地域計画（長崎県長期総合計画、関連市町村総合計画等）
- ・ 長崎県環境基本計画、市町環境基本計画、大村湾環境保全・活性化行動計画、

### 2. 関係行政機関との連携調整

本海岸保全基本計画策定ならびに海岸保全の促進に際しては、海岸管理者を含む下記の行政機関との連携と調整を図る。

イ. 沿岸に隣接する市町（諫早市、大村市、佐世保市、西海市、長崎市、時津町、長与町、東彼杵町、川棚町）

ロ. 長崎県（水産部漁港漁場課、農林部農村整備課、土木部港湾課等）

### 3. 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。

また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

イ. 地域住民の意向を計画へ反映させる施策

- ・ 対象市町村の住民、行政担当者のアンケート調査
- ・ 公聴会の実施 等

ロ. 情報公開

- ・ ホームページの開設
- ・ パンフレットの配布 等

ハ. 行政と地域住民やNPOとの連携を図るシステムづくりの推進

#### **4. 調査研究の推進**

沿岸域は貴重な生物の生息する環境を保全・創出するために、海岸管理者、研究者などによる地形、気象、海象、生物、海岸での活動など、基礎的な情報を学術的、体系的に収集・整理すると共にその成果を広く提供し、今後の施策形成や技術開発に役立てるものとする。

#### **5. 計画の見直し**

本計画策定後において、地域の状況変化や社会経済情勢の変化に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容について、適宜見直しを行うものとする。